

小型電気バスの購入に係る一般競争入札公告

山梨県企業局が発注する小型電気バスの購入に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和6年1月12日

山梨県公営企業管理者 村松 稔

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達物の名称及び数量 小型電気バスの購入 一式
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
- (3) 納入期限 令和6年3月15日
- (4) 納入場所 米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」駐車場
(〒400-1507山梨県甲府市下向山町3443-1)

2 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和3年3月8日山梨県告示第67号)に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (5) この公告の日から開札の日までの間に山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁北別館5階
山梨県企業局電気課新エネルギーシステム推進室
電話 055-234-5268
メールアドレス newene-sys@pref.yamanashi.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和6年1月25日(木)までの間において、次のいずれかの方法により交付する。

- ア 直接交付

この公告の日から令和6年1月25日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、3（1）に掲げる場所において直接交付する。

イ メールによる交付

メールで入札説明書を請求するときは、件名に「小型電気バスの購入に係る一般競争入札説明書請求」と記載し、本文には、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、3（1）に掲げるメールアドレス宛てに送信すること。メール送信後は、必ず、到達確認の電話を3（1）の連絡先に入れること。

なお、新エネルギーシステム推進室のホームページにある問い合わせフォームから請求しないように注意すること。

ウ 郵便による交付

郵便で入札説明書を請求するときは、封筒の表に「小型電気バスの購入に係る一般競争入札説明書請求」と朱書きした上で、返送用郵便封筒（住所、郵便番号、名称、担当者の部署名及び氏名等を記載し、郵便切手（140円）をはった角形2号（A4判）の郵便封筒）及び名刺等の連絡先（住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、メールアドレス、名称、担当者の部署名及び氏名等）が分かるものを同封して、3（1）に掲げる場所まで郵送すること。

なお、返送に要する日数を考慮して請求すること。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を、公告の日から令和6年1月25日（木）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、3（1）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。令和6年1月25日必着。）し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年2月14日（水）午後1時30分

山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県庁北別館5階 企業局大会議室

(5) 郵送による入札

郵送による入札は、令和6年2月13日（火）午後5時までに入札書が3

(1)の場所へ必着するよう書留郵便で行うこと。ただし、郵送による入札の場合は、1回目の入札時に開札に行い、再度入札になった場合には、これを棄権したものとす。

また、封筒には「令和6年2月14日午後1時30分開札 小型電気バスの購入に係る一般競争入札書在中」と朱書すること。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法に定められた消費税額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税法に定める消費税額に相当する額を除いた、車両本体価格、付属品価格、登録代行手数料、法定登録費用及びリサイクル預託金の合計額を入札書

に記載すること。

(7) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

4 その他

(1) 落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。

また、この場合において、山梨県企業局は損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 入札保証金

規則第108条の2第2号に基づき、免除する。

ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、山梨県財務規則第120条の規定により、違約金を徴収するものとする。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。免除の有無については、3（3）入札参加資格確認の結果と合わせて通知する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 違約金の有無 有

(6) 前払金の有無 無

(7) 詳細は入札説明書による

以上